

山口市上下水道事業低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口市上下水道局会計規程（平成17年水道局規程第26号）によりその例によるものとされた山口市財務規則（平成17年規則第44号）第110条の規定により最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合の基準のうち低入札価格調査（以下「調査」という。）の実施に係る基準について、必要な事項を定めるものとする。  
(定義)

第1条の2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 機器単体費 当該機器の製作工場において機能や性能の確認(品質証明等を含む。)がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないものを調達する費用をいう。
- (2) 工事担当課長 工事を担当する所属の長をいう。
- (3) 閉庁日 山口市の休日に関する条例（平成17年山口市条例第9号）に規定する休日をいう。

(調査の実施)

第2条 工事担当課長は、入札終了後、調査の対象となる入札者（以下「調査対象者」という。）に対し、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを、第3項の事項について調査する。調査対象者が複数あった場合は、最低額で入札した者（総合評価競争入札方式によるものについては、評価値の高い者）から調査し、適正な履行がなされないと認められた場合は次順位の調査対象者を調査する。なお、調査の結果によっては再度調査を行うこともあるので、その旨を調査対象者に伝えることとする。

- 2 前項の「最低額で入札した者（総合評価競争入札方式によるものについては、評価値の高い者）」が同額又は同点により複数ある場合は、くじにより調査の順位を決定する。
- 3 次の各号に掲げる工事内訳書の資料及び添付資料（以下「資料等」という。）については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。ただし、資料等により、工事担当課長が必要と認め、調査対象者に教示を行ったときは、この限りでない。また、教示を踏まえた資料等の再提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で工事担当課長が適切に設定するものとする。
  - (1) その価格で入札した理由及び入札価格の内訳書（工事費内訳書の提出を受けていない場合）（様式第3号）
  - (2) 手持工事の状況（様式第4号）
  - (3) 労務者の確保計画（様式第5号）

- (4) 下請予定業者の状況（様式第6-1号及び第6-2号）
- (5) 手持資材・購入予定資材の状況（様式第7号及び第8号）
- (6) 手持機械の状況（様式第9号）
- (7) 安全対策の計画（様式第10-1号、第10-2号、第10-3号及び第10-4号）
- (8) 品質確保の計画（様式第11-1号、第11-2号及び第11-3号）
- (9) 過去に施工した公共工事（様式第12号）
- (10) 建設副産物の搬出予定の状況（様式第13号）
- (11) 経営内容状況及び信用状況
- (12) その他  
（調査の方法）

第3条 工事担当課長は、調査対象者に対して、調査を行う旨を連絡するとともに、当該連絡を行った日の翌日から起算して2日以内（閉庁日を除く。）に当該内訳書を提出するよう求めるものとする。ただし、入札時に工事費内訳書の提出を受けた工事についてはこの限りではない。提出された内訳書については、数値的判断基準により審査するものとする。なお、期限内に内訳書の提出がない場合及び提出資料に必要事項が記載されていない場合など調査に協力しない場合並びに持参以外の方法による提出があった場合は、当該入札を無効とする。

2 工事担当課長は、調査対象者に対して、最低額で入札した者（総合評価競争入札方式によるものについては、評価値の高い者）から順次調査を行う旨を連絡するとともに、当該連絡を行った日の翌日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に、前条第3項に掲げる資料等の全てを提出するよう求めるものとする。ただし、山口市低入札価格調査実施要領第4条に規定する判断基準額を適用する工事については、前条第3項第5号から第11号に掲げる資料等の提出を求めないものとする。

（判断基準）

第4条 前条の調査において、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの判断の基準は、次のとおりとする。

(1) 基本的判断基準

(ア) 調査に協力的であること。

(イ) 企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果であること。

(ウ) 工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。

(2) 数値的判断基準（工事費内訳書の審査基準）

- (ア) 数量は仕様書に計上した設計数量（参考数量）と同数であること。
- (イ) 材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格であること。
- (ウ) 建設廃棄物は適正な処理費用が計上されていること。
- (エ) 直接経費（直接工事費＋共通仮設費）は設計金額の80%以上であること。
- (オ) 各工種金額（中項目（レベル2））は設計金額の50%以上であること。
- (カ) 共通仮設費積上分は設計金額の50%以上であること。
- (キ) 共通仮設费率計上分（準備費・安全費等）は設計金額の50%以上であること。
- (ク) 管理費（現場管理費＋一般管理費等）は、設計金額の45%以上であること。
- (ケ) 工事価格と入札金額は同一であること。また中項目（レベル2）以上で、値引き等による調整及び違算がないこと。

なお、「中項目」は、営繕系工事を発注する場合については、「科目」と読み替える。

- 2 工事担当課長は、前項各号の基準により「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否か」の判断をし、落札者とするか否かを決定する。
- 3 前項の判断に当たっては、土木系工事のうち土木系機械設備工事と土木系電気設備工事のもの及び営繕系工事のうち営繕系機械設備工事と営繕系電気設備工事で設計図書上の直接工事費に占める機器単体費の割合が30%以上のものについては、当分の間、第1項第2号のうち(ウ)から(キ)までは適用しない。また、土木系、営繕系を問わず、解体工事については、当分の間、同号のうち、(エ)から(ク)までは適用しない。
- 4 第2項の判断に当たっては、別紙1（低入札価格調査審査表）及び別紙2（入札価格比較表）を活用する。

（落札者とするか否かの決定）

第5条 第2条に掲げる調査を行い、前条に定める判断基準に基づき、低入札価格調査の実施概要（様式第2号）を作成し、落札者とするか否かを次のとおり決定するものとする。

- (1) 工事担当課長が、当該入札者と契約しても契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、入札執行者は、当該入札者を落札者と決定する。
- (2) 工事担当課長は、当該入札者と契約することによって契約の内容に適合した履行がされないと認めたときは、当該入札者を落札者としなないことを決定するものとする。
- (3) 前号の場合において、当該入札の指名業者又は入札参加資格を決定するに当たりあらかじめ山口市上下水道事業契約審査会設

置要綱に定める山口市上下水道事業契約審査会（以下「契約審査会」という。）の審査を受けている場合は、調査の結果及び意見を記載した書面（様式第14号）を作成し、当該審査をした契約審査会に審査を依頼しなければならない。契約審査会は、審査の結果を書面（様式第15号）で工事担当課長へ通知するものとする。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、山口市低入札価格調査実施要領の例による。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この要領は、平成22年7月15日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

（施行期日）

1 この要領は、平成23年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

（施行期日）

1 この要領は、平成24年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

（施行期日）

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

（施行期日）

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札

については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。